

平成20年第344回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成20年9月24日(水曜日)午後 1時開議

- 日程第 1 議案第48号・第50号
請願第6号
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 陳情第6号
審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第52号・第53号・54号・第55号・第56号・第57号・第58号
認定第1号
審査結果報告 第1予算決算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 認定第51号
認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号
審査結果報告 第2予算決算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 発議第5号 「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書(案)
- 日程第 6 発議第6号 矢吹町議会会議規則の一部を改正する規則(案)
- 日程第 7 発議第7号 矢吹中学校改築検討特別委員会設置に関する決議(案)
- 日程第 8 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 9 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(16名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君
11番	諸	根	重	男	君	12番	遠	藤		守	君
13番	根	本	信	雄	君	14番	吉	田		伸	君

15番 栗崎千代松君 16番 柏村栄君
欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	野地誠君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	圓谷誠君
総務課長	会田光一君	税務課長	蛭田武良君
町民生活課長	小林伸幸君	保健福祉課長	根本孝一君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	須藤源太君	都市建設課長	藤田豊君
上下水道課長	堀勇次君	会計管理者 兼出納室長	小針茂君
教育次長兼 学校教育課長	坂路寿紀君	生涯学習課長	水戸光男君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	内藤正昭	主幹兼 局長補佐 兼次長	水戸邦夫
--------	------	--------------------	------

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さんこんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議会運営委員長報告

○議長（柏村 栄君） ここで、臨時の議会運営委員会が17日に開催されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

ご報告いたします。

17日午前9時30分から開催されました議会運営委員会で協議いたしました結果について報告いたします。

議題は、本定例会5日目の16日火曜日に行われた一般質問の発言に関しての同僚議員からの申し出について、事務局長から報告を求めました。

その発言とは、1番議員、青山議員の教育長に対する一般質問において、「新入生に関し、学校の先生が生徒に対し今までで最低の学年だというような言葉を発していると聞いております。先生に確認しているわけではございませんが、教育委員会としてどのような対応をされていくのかお伺いしたいと思います」、このような内容でありました。各委員から、議場においては事実確認をせずに発言すべきではない。今後、全議員において、この事項については事実確認後に発言することを厳守することとする。なお、今回の発言の事実関係については、中学校教育の根幹をなす問題であり、重要な問題であります。教育委員会において生徒を傷つけることなく調査し対処すべき事項であり、教育委員会の速やかな対応を願いたいと、そのような結論でございました。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） ただいま議会運営委員長の報告について、質問のある方は求めたいと思います。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） それでは、なしということでございますので、ただいまの議会運営委員長報告についてのご了承をお願いしたいと思います。

8番。

○8番（角田秀明君） 今の議会運営委員長の件については、文教厚生常任委員会としても調査するというようなことで教育委員会にも申し込んでおまして、時間がとればきょうの本会議の後にでも教育委員会の教育

長並びに議長と審査の結果などを聞き、常任委員会の皆さんと一緒に審議するというようなことになっておりますので、議長に報告しておきます。

○議長（柏村 栄君） 報告でいいですね。わかりました。

◎議事日程の報告

○議長（柏村 栄君） 9月12日の本会議において、各常任委員会、第1、第2予算決算特別委員会に付託した案件を議題といたし、審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第48号・第50号、請願第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第1、これより議案第48号、第50号、請願第6号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、7番、大木義正君。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 皆さん、こんにちは。

それでは、総務常任委員会審査結果報告書を報告いたします。

第344回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりでございます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第48号、第50号、請願第6号の審査結果は次のとおりであります。

議案第48号 矢吹町コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例。

本案は、矢吹駅舎に併設するコミュニティプラザ施設内にある行政サービスコーナーの将来的な廃止を考え、コミュニティルームなど、ほかの施設利用者の利便と安全の確保から、指定管理者の導入による施設管理についても選択肢とするため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う施設の管理の基準、業務の範囲などを規定する所要の改正であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号 白河地方土地開発公社定款の一部変更について。

本案は、関係法律の規定から、民法、公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴い、白河地方土地開発公社定款の所要の変更を行うもので、公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第6号 「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願。

本件は、国の関係機関に、先の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行における附帯決議事項の実効ある施策と、公共工事の現場で働くすべての労働者に対して、賃金の最低基準額を保証する

法律等の制定について意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第48号 矢吹町コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

これより議案第50号 白河地方土地開発公社定款の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

これより請願第6号 「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第6号は採択と決しました。

◎陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第2、これより陳情第6号を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第344回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了いたしましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から6番までは報告書のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました陳情第6号の審査結果は次のとおりであります。

陳情第6号 グループホームあゆりの里建設に関する陳情。

本件は、グループホームの早期建設に向け、町へ特段の配慮を求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。よろしく審議のほどお願いします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

14番。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 先ほど文教厚生委員長の角田君が報告したとおりで、文教委員会においても議運の委員長の報告で、これが本当なことだとすれば大変な問題になりますので、ここはやはり慎重に話して文教厚生委員会としてもやっていくべきだというふうな結論が出ましたので、教育委員会並びに教育長としてどのような判断をしているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） これ委員会報告ですから、委員長だと思うんですけども。

では、委員長、答弁お願いします。

これ陳情6号に対してのね。

○8番（角田秀明君） 陳情6号に対しての審査をやってもらってから、この今吉田委員のほうからのを私のほうで説明したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柏村 栄君） わかりました。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑はないものと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより陳情第6号 グループホームあゆりの里建設に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は採択と決しました。

〔「いいですか、8番」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 文教厚生委員長。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） ただいま吉田委員のほうから指摘がありました点について、委員会の中の見解としてご報告申し上げます。

先ほどの議会運営委員長のほうからありましたように、委員会を開いたというようなことでございまして、我々文教常任委員会のほうでもその問題に対しては当人の青山君もいる中で話し合いをしました。そして、これからは先ほど議会運営委員長が言うように、やはりきちっとした形で調べた上での発言はいいでしょうけれども、一般質問の中で流れの中でのそういう人を指差すような話に対しては、やっぱりもう少し明快にきちっとした調査もしないで発言するのはいかがなものかなというふうなことで、そしてなお教育長、議長に対して文教常任委員会のほうから、このことに対しては文教常任委員会としても審査をするのでということで、冒頭で私も議会運営委員会の中で話し合った後に文教常任委員会からの申し込みというのを、きょう本会議終了後に文教常任委員会を開き、そして教育委員会の審査待ちというようなことで、これから審査をしていくというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（柏村 栄君） ただいまの文教厚生委員長の報告のようにしたいと思いますので、ご了承お願いしたいと思います。

◎議案第52号～第58号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） それでは、日程第3、これより議案第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、認定第1号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第1予算決算特別委員長、11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 皆さん、こんにちは。

第1予算決算特別委員会審査結果報告書。

第344回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から6番までは記載のとおりでございます。

7番の審査結果。

当委員会に付託されました議案第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、認定第1号の

審査結果は次のとおりです。

議案第52号 平成20年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ175万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億7,133万4,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰越金を増額するものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号 平成20年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ41万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,784万9,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、分担金及び負担金、繰越金を増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号 平成20年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,656万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,415万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、支払基金交付金、国庫支出金などを増額するものであります。

歳出の主な内容は、医療諸費及び諸支出金を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号 平成20年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,728万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料、繰越金を増額するものであります。

歳出の主な内容は、維持管理費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号 平成20年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ223万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,802万7,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、支払基金交付金及び繰越金を増額し、繰入金を減額するものであります。

歳出の主な内容は、諸支出金を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号 平成20年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ36万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,694万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金を増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号 平成20年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の収益的収支予定額にそれぞれ17万2,000円を追加し、収益的収入総額を4億5,593万1,000円に、支出総額を5億852万8,000円とするものであります。

収益的収入補正の主な内容は、営業収益を増額するものであります。

収益的支出補正の主な内容は、営業費用を増額するものであります。

資本的収支補正予算では、既定の基本的支出予定額に200万円を追加し、支出総額を4億9,927万5,000円とするものであります。

支出の主な内容は、建設改良費を増額するものであり、あわせて既定の収支不足額の補てん財源の一部を変更するものであります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額については、当年度消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金をそれぞれ補てんするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 平成19年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額56億7,219万6,000円に対し、歳出総額55億2,420万6,000円で、差し引き1億4,799万円の黒字決算であります。

討論に入り、当初予算の編成においても指摘、反対した私立保育園認可などの支援補助金が支出された決算である旨から反対する意見、一方では財政再建に取り組みながらも町民を第一に考えた予算執行による決算であることから賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

5番。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 認定第1号 平成19年度一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論をいたします。

構造改革、規制緩和の名のもと、人間らしく働くルールが破られ、ますます賃金の格差が増大しており、本当に子育てをする年代、これが本当に大変な状況です。

そうした中、町政の大きな役割、子育ての支援、その1つ、第3子児童の保育料の無料化、幼稚園預かり保育拡大整備事業、そして長い間待ち望んだ三神小学校の放課後児童クラブの設置など、子育て支援の努力が見

られ、評価できる事業もあります。

しかし、残念ながら、放課後児童クラブの育成料の徴収、これはそうした子育て支援に思いやりのある優しいまち、矢吹町の評価を下げるものでございます。また、はり・きゅう・マッサージの助成事業の見直し等も福祉のまち、矢吹町の名を後退させるものです。調査研究、精査がもっと必要ではないかと、問題がありますと指摘しておりました私立保育園認可支援補助事業、残念な結果になりましたが、こうした予算が執行された認定でございます。19年度当初予算でも反対しましたが、地方自治体の仕事、住民の生活と福祉の向上、その期待にこたえていない。そういうような立場から、認定第1号 平成19年度一般会計歳入歳出の決算認定に反対をするものです。

○議長（柏村 栄君） ほかにございませんか。

3番。

〔3番 鈴木隆司君登壇〕

○3番（鈴木隆司君） 私は、認定第1号 平成19年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成する立場で討論をいたします。

本町は、地方分権が進められる中、真に住民ニーズにこたえ、みずからの判断と責任で行政経営を行う自治体を目指し、なおかつ財政再建3カ年計画に基づく財政基盤の再生に取り組んでいるところであります。

本件は、厳しい財政状況にある中、内部管理経費を削減しながらも総体的な住民サービスの維持向上を図るために、選択と集中による事務事業を推進した結果があらわれているものであると考えます。また、すみれ保育園への補助事業は、待機児童をなくし、より安心できる保育サービスを行ってもらうことが目的で実施したものと考えられます。

よって、町民サービスの向上を図るため、効果的、効率的な財政運営であると認められることから本件に賛成するものであります。議場の皆様の賛同をよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第52号 平成20年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

これより議案第53号 平成20年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

これより議案第54号 平成20年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

これより議案第55号 平成20年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号 平成20年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

これより議案第57号 平成20年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

これより議案第58号 平成20年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

これより認定1号 平成19年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を原案のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第51号、認定第2号～第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより議案第51号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第2予算決算特別委員長、10番、永沼義和君。

[10番 永沼義和君登壇]

○10番（永沼義和君） 第2予算決算特別委員会審査結果報告書。

第344回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

委員会招集日、平成20年9月17日から19日の3日間。

2、招集場所、第3会議室。

3、付託案件名、議案1件、認定7件。明細は後の審査結果で報告いたします。

5、説明のため出席した者の職氏名、企画経営課長、圓谷誠君ほか執行側代表の各面々でございます。

6、職務のため出席した者の職氏名、議会事務局主幹兼局長補佐兼次長、水戸邦夫君。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第51号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の審査結果は次のとおりです。

議案第51号 平成20年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,248万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億813万円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金、繰越金などを増額し、県支出金及び繰入金を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、衛生費、教育費などを増額し、農林水産業費を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第2号 平成19年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額21億4,669万3,000円に対し、歳出総額21億3,342万4,000円で、差し引き1,326万9,000円の黒字決算であります。

討論に入り、矢吹町の国民健康保険税は県内でもいまだに高い状況にあり、町民からも下げしてほしい旨の要望が多く、町民の命、暮らしを守る立場を主張し反対する意見、一方で医療費が高騰する中、担当職員たちによる医療費抑制と財源確保への努力を評価し賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成19年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額 5 億 570 万 1,000 円に対し、歳出総額 5 億 510 万円で、差し引き 60 万 1,000 円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第 4 号 平成 19 年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額 116 万 1,000 円に対し、歳出総額 3 万 1,000 円で、差し引き 113 万円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第 5 号 平成 19 年度矢吹町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額 16 億 4,329 万 4,000 円、歳出総額 16 億 4,329 万 3,000 円で、差し引き 1,000 円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第 6 号 平成 19 年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額 1 億 6,593 万 8,000 円に対し、歳出総額 1 億 6,583 万 6,000 円で、差し引き 10 万 2,000 円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第 7 号 平成 19 年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額 7 億 8,270 万 7,000 円に対し、歳出総額 7 億 5,101 万 8,000 円で、差し引き 3,168 万 9,000 円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第 8 号 平成 19 年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本案は、収益的収支について、収入額 4 億 7,931 万 5,000 円に対し、支出額 5 億 1,649 万円で、当年度純損失 3,717 万 5,000 円の赤字決算であります。

なお、当該欠損金については、翌年度において積立金の繰り入れにより処分を予定する内容のものであります。

資本的収支では、収入額 9,380 万 5,000 円に対し、支出額 2 億 1,019 万円で、不足する額 1 億 1,638 万 5,000 円は、当年度分消費税調整額と過年度損益留保資金で補てんする内容であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

本委員会の審査期間中においては、数々の関係資料のご協力と明瞭な説明をいただいたことに感謝を申し上げます。

なお、今回の審査経過を踏まえ、審査に必要と認める帳票等については、それぞれ定める年限等に応じた適正な保存に留意されることを強く要望いたします。

最後に、第 2 予算特別委員会委員長として一言申し上げます。

当委員会の審議は、これまでになく 3 日の長丁場となりましたことに、常日ごろ町民の代表として有権者から監視されているわけでございます。公職選挙法に基づき、各議員は町民に不審を抱かれることなく、襟を正し議会活動に徹することを強く望むことを申し上げ、報告といたします。

以上で報告を終わります。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

14番。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） ただいま委員長の報告のとおり、3日間慎重審議をしたわけでありましてけれども、私も代表でありました。審議の途中、町長に出席を請うたわけですが、その出席ができなかったということについての理由を述べていただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 委員長。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 先ほどの委員長報告の中で、3日間の長丁場という中でいろいろと不備なものがあったため、委員会として最高執行者の町長に出席を求めるといふようなことがありまして、私も休議の中、直ちに議会事務局長、内藤局長のほうに町長の出席を求めるといふことがありましたが、数分の後局長より、町長は公務で忙しいので、出席できないという報告が局長のほうからございました。これは、私の推察判断でございますが、内藤局長の特段の配慮であったかと思ひ、その旨を委員会で申し述べたと記憶にございます。それで、吉田委員、ご理解をいただければと思います。

○議長（柏村 栄君） そのほか。

14番。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 審議が長引いて、長引くということはいいことなんですよ。これは、集中審議しますし、私ども町民の代表として出てくるわけですから、疑問のある点をただしていくというのは私は当たり前だと思っております。よって、先ほど委員長のおっしゃることにちょっと私は疑問が残りますけれども、やはり執行部が提案した議案を審議してもらえらるわけですよ。執行部の長は、並びに登壇しているから、皆さんいますけれども、これ4月で新しい方もいますけれども、それだけの慎重審議をしていくという責任が私はあると思いますので、そういう要望が出たときには議会優先ですから、ぜひとも出席のほどお願いして質問を終わります。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

委員長。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 吉田委員の質問に対して、今後委員会委員長としてもこの件に関しては強く執行側代表にも注意をしておきます。これでご理解いただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

8番。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 委員長に質問をいたします。

今回の委員長の報告の作成的なものには、私の記憶では、前の報告のときには例えば反対をしたとか賛成を

したとかという委員の名前を公表しながら委員長報告した経緯が私はあると思ったんですが、今回は第1予算委員長に対しても第2予算委員長に対しても、そういう反対者があったにもかかわらず反対委員の名前も書かず、また賛成した委員の名前も書かず。これでは、開かれた議会というより、だれが反対したんだか、賛成したんだかもわからないような委員会の報告になるんじゃないかと思っておりますので、委員長に質問をしたいと思っておりますので、よろしく答弁のほどお願いします。

〔発言する者あり〕

○議長（柏村 栄君） ちょっと待ってください。

そのほか。

答弁を求めます。

10番。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 今回の角田議員の質問に対して、委員長として答弁いたします。

この件に関して、さきに午前中に目を通した中で名前が出ていないというふうなことで、私も書記の水戸邦夫君にどうしてだと、こう言ったら、これまでも複数賛成、反対がいた場合には、だれが言ったかわからないからというふうなことで名前は掲載したと。ただ、今回は1人ずつだったので名前を挙げなかったと。これまでもそうであったというふうな報告の中で、ああ、そうかというふうな中で私が了承したこととございます。あえて言えば、反対討論は棚木良一君、賛成討論は角田秀明君でございました。これでご理解いただきたいと思っております。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議事進行についてであります。委員会に所属する議員は、今のような質疑を受け付けていたら、何のために委員会をやったのかということが問われるのではないかと。そして、いわゆる議事進行そのものが、自分の所属する委員会で十二分に審議は尽くしたというふうに思うわけですから、そういった点では非常に問題ではないかと思うんですが、その点についてどのような考えを持っているのか。そしてまた、これは議会の私はルールだというふうに思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（柏村 栄君） 委員長、答弁を求めます。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 今、棚木議員のほうから議員のルールというふうなことがございました。大変厳しい意見であると受けとめております。さればすれば、棚木君にも議会の中で――揚げ足を取るわけではございません――いろいろと一般質問の中でも問題があったかと思っております。

それは別として、今の棚木君の質問に対し、当委員会ですら十分に審議された。まさしく3日間かかったわけですから、十二分に審査された。その中で、各議員一人一人が自分の考えで、やはりもう一度再度聞きただしたいというふうな意見であったかと思うわけで、私も委員長としての答弁として一人一人簡単明瞭に答弁したつもりでございます。これに対して議会のルールとか何とかということではないと私は判断して答弁しております。

す。ご理解いただきたいと思います。あくまでもやはり長い時間かかったわけですから、各議員の判断が自分でまだ覚え忘れとは言いませんが、もう一度再度聞きたいという、やはり記憶にきちっと残しておきたいという委員の質問であったかと思います。ご理解いただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） ただいまの委員長の答弁でありますけれども、いわゆる議事録については、委員長に一任していただきたいということで最後に言ったわけですね。そういう点では、やはりこの議場で聞くのではなく、委員長に直接聞くというのが私はいいのではないかというふうに思います。

また、議事進行の上で、同じ委員会に所属する委員がその都度質疑をしていったら大変な時間もかかるし、これはやはり議会運営上非常に問題ではないかと思しますので、ぜひとも議会運営委員会の中で論議をしてまとめていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（柏村 栄君） 角田委員。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 再度私が出てきたのは、あえて私が先ほど第2予算委員長の質問のときに、第1予算委員長に対しても私はお断りしたと思いますので、自分の第2予算委員会だけじゃなくて、第1予算委員会の話も私はしたと思いますので、自分の担当審査している委員会でない委員長に対しても私は話をしたと思いますので、時間の無駄だとか、審議拒否だとかということは決して私はしていませんつもりでありますので、ご了解をいただきたいと思います。私は、第1予算委員長に対しても同じ質問をしたと思います。

○議長（柏村 栄君） 第1予算のほうは終わったわけなんですけれども、その反対、あと賛成ですか、そのことだけ言っていただければ。

〔「いや、別に今必要ないですけども」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） いいですか。

〔「ただ、委員長の報告としてのあり方として、これまでのときではそういう結果だったのかなということを聞いたらば……」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 了解しました。

そのほかございませんか。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 第2予算委員会の審査結果報告書につきまして質問させていただきます。

進行上、途中、審議中委員が2名退席されたということがありました。これについて、事務局長を通じて県に確認していただいたところ、前例がないことであるというふうな報告でありました。その辺の退席をさせた理由を伺いたいのがまず第1点であります。

2点目につきましてですが、非常に長時間の審議をされたということでしたが、かなり休議の時間が多かったということで、当該年度、19年、20年の資料が提出があった。それでも、さらに休議をして過年度分の資料

の提出を求めて、それが提出されるまでは審議を進行しないということでありました。今まででございますと、資料提出は準備でき次第とか、後ほどということでしたと聞いていたと思いますが、その辺の当該年度の資料が提出された後も休議して過年度分の資料を求めた、その辺の理由につきましてお聞きしたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

委員長。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） ただいまの熊田宏議員のご質問に対して答弁いたします。

最初に、委員長報告として3日間、これは慎重審議をしたというあかしでもあろうかと思えます。そうした中で、休議が多い。2人の議員退席というものは過去に例がない。例はあったんです。前に、ここで言いたくはないですが、故淵田勝議員、聖和幼稚園の補助の問題で、私、議員として1年目でしたが、関連質問であるので、関連議員は退席というふうなことがそのときの委員長から報告があって、淵田勝議員が退席したことがございます。それを言えば、熊田議員は理解していただける。2名の退席があったということで理解できるものと思えます。

それと、休議が多かったと。審査時間より休議が多かった。それは、熊田議員の誤解である。

〔発言する者あり〕

○10番（永沼義和君） 審議のほうが多かったのね。そう理解していいんだね。休議が多かったということね。休議が多いというのは、終わりのほうに審査に必要と認める帳票等についてというふうな中で、執行側の説明にその帳簿がないと説明できないというふうなことでございましたので、できるという帳簿を出すと、書類を出すというふうなことでしたから、休議という形をとっただけのことでございます。ただ時間を延長してやったことではございません。それでご理解いただきたいと思えます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 質問させていただきます。

第2予算委員会に付託されましたのは19年、20年度でございます。本来議論すべきはその年度だと思うんですが、過年度分につきましては資料を後日提出という形でもよろしいのではないかとこのように思いますが、この1点と、閉会が15時20分となっております。その数分前に最後の資料提出があったわけですが、それに関しましての説明はありましたが、質疑はなく、その後採決に移られて閉会されたということであれば、その資料は完成次第ということではなかったのではないか。結果的には、金曜日の15時ごろということになるんでしょうけれども、その前に審議に入るべきではなかったかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柏村 栄君） 委員長。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 再度、熊田議員に対しては議会運営委員長ですよね。再度、議会運営委員長であったらその辺をご理解いただきたい。私が当第2予算委員会でも、休議の中でもいろいろと休議の中で委員多数で協議もしました。この予算委員会をどうしていこうと。とりあえず最終日が24日午後1時からと。それに合

わせようという中で、実は書類を提出なかった。だから、きょう議会始まる前に、正副議長に第2予算委員会として一応話をしておいたわけでございます。その辺もご理解いただきたい。議会の運営委員長として、その辺の判断をもっと議長のほうからどういった話があったのかは聞くべきであったかと思うんですが、それでご理解いただきたいと思います。安易にただ書類をもらってそれで終了というふうなことにしたわけではございません。きょうのことを考えてのことでございます。それでご理解いただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 質問の指名を受けましたので、質問させていただきます。

議連の委員長ということで、まさにそのとおりでございます。議会のスムーズな運営を考えまして……

〔発言する者あり〕

○議長（柏村 栄君） ちょっと静粛にしてください。

○9番（熊田 宏君） 答弁させていただきます。

議会の運営のスムーズな進行ということで、それは常任委員会、予算委員会もそうであります。資料作成の間休議されているということであれば、ほかに議員がやるべき仕事というのはたくさんあると思います。職員におかれましても財政再建中であり、一生懸命仕事をやっておられます。少ない財政の中で町民の要望をいかに反映するかと。先ほどの認定第1号でも町民の要望を受けて一生懸命やっているという状況であります。

〔発言する者あり〕

○議長（柏村 栄君） 静粛にしてください。

○9番（熊田 宏君） 私は筋を申し上げております。議会のスムーズな運営を図るために質問させていただきました。委員会のスムーズな進行をお願いしたいということでやりました。

理解願いたいということであれば、先ほどの棚木議員からのご提案もありましたとおり、議連のほうで諮らせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 10番。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 予算委員会2日目、最終日3日目、19日。正副議長、議連の委員長、議長室に来ておられましたね。そうした中で、休議、休議という中で、何で休議なのか、一言休議の私ら委員の中に来て問うべきであろうかと、ただすべきであろうかと思うんですが、いざ何もなく、ただ私ら委員会の経過を陰で見ていたというだけにすぎない。正副議長、議連の委員長たる者が、委員会が例えば余りにも時間延長している、何が原因なのか。私は議会の中でこれを言いたくないですが、与党ですよ。そうした中で、どうしたのかということがあってしかるべき。それを議会の委員長たる者が、今ここで私に対して、第2予算委員会の委員長に対してそういったことを質問することに対しては、暫時休議を議長に私は求めて、この最終日の議会、これから議連も開くであろうし、そうした形でこれからの進め方議論していけばよいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 14番。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） スムーズな運営と言ったですけれども、我々は、第2予算委員会に付託された議案を真剣に検討したわけです。間違わないでください。国会議員でも県会議員でも、審議会は夜中でもやるんですよ。間違わないでください。私らに付託された第2予算委員会、予算委員会があるのですからやっているわけで、いいかげんなあれができないからやっている。そこを熊田君が言うべき問題ではないです。委員長の報告のとおり、そうご理解いただけますか。

以上です。

○議長（柏村 栄君） そのほか。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 先ほど委員長より、2日目、3日目、議長室に正副議長並びに私、議運の委員長がいたろうということで、まさにそのとおりでございました。私ども話しておりました。その資料提出をもって、その資料に関しての質疑があるだろうと。ですから、それまで待っていきましょうという結論で待っておりました。結果を見ましたら、15時10分過ぎに提出があり、それに関しての説明のみで質疑等はなかったということで、スムーズに提出が終わったということでありましたので、でありましたら、その資料は会議終了後に……

〔発言する者あり〕

○議長（柏村 栄君） 静粛にしてください。

○9番（熊田 宏君） 書記をしておりました事務局員、そして参加されました委員に確認をしておりますので、その辺ご了解をお願いします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） それでは、議会運営委員会を開きたいと思っておりますので、暫時休議いたします。

（午後 2時09分）

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

（午後 2時56分）

○議長（柏村 栄君） ただいま議会運営委員会を開きましたので、議会運営委員長から報告を求めます。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） ご報告申し上げます。

ただいま会議室におきまして議会運営委員会を開きました。

議題は2点であります。1点目が、所属する委員会の委員長報告に質問していかどうかと。2点目が、先ほどの第2予算委員会委員長の報告に対する質問の内容でもありました。その運営の仕方について協議しろというご提案を皆様からいただきましたので、それにつきまして1点ずつご報告申し上げます。

1点目の所属する委員会の質問については、皆様のお手元に資料配付になっていると思いますが……。

[発言する者あり]

○9番(熊田 宏君) 行っていませんか。じゃ、ちょっと失礼しました。

皆さん新人議員のときに、矢吹町議会例規集というのを配付されたと思います。それに、矢吹町議会運営に関する基準というのがございます。そこの項目、第7章、質疑、討論及び表決についてという項目があり、第1節、質疑の90番にある文章を読み上げます。

[「委員長、何を渡しているんだ、これ。おれのとフクのと全然違うよ、これ」と呼ぶ者あり]

○9番(熊田 宏君) ちょっと休憩してもらっていいですか。

○議長(柏村 栄君) 暫時休議いたします。

(午後 2時57分)

○議長(柏村 栄君) それでは、再開します。

(午後 2時59分)

○9番(熊田 宏君) 続けさせていただきます。

矢吹町議会例規集の矢吹町議会運営に関する基準、第7章、質疑、討論及び表決について、第1節、質疑の90項の文章を読み上げます。議員は、自己の所属する委員会の委員長報告については質疑をしないとありますので、これを遵守するという事で委員会で決まりました。

2点目ですが、各委員からいろいろな意見が出されました。その中で、資料準備に時間がかかる場合は、前もって依頼をし、執行部に資料の準備をしていただくと。時間がかかる場合には、後日配付または後ほど配付ということを進めていくということを全員一致で確認しましたので、報告させていただきます。

以上です。

○議長(柏村 栄君) そのほか質疑ございませんか。

10番。

[10番 永沼義和君登壇]

○10番(永沼義和君) ただいま熊田議会議運の委員長の申し合わせ事項というか、そういったものが報告されました。今回の第2予算委員会のこともちょっと指摘があったかなと。

その資料の提出について、例えば審議の中で各委員が前もって執行側に質疑を求めたときに、それに付随した別の問題が出てくるわけですよ。そうしたときの資料提出というふうなことは、前もってできるものではございません。ただ、執行者側と委員会の中で委員との質疑応答の中で、それじゃこれも、あれもというふうな形が出てきたときにはどうするんであるか、その辺の議会の委員長としてのこれからの同僚議員の再確認という形で報告をいただきたいと思います。

○議長(柏村 栄君) 議会運営委員長。

[9番 熊田 宏君登壇]

○9番（熊田 宏君） ただいまのご質問にお答えになるかどうかわかりませんが、お答えさせていただきます。

先ほど会議であったことを報告させていただきました。繰り返しになりますが、時間のかかるものについては後日または後ほど配付ということで全員一致で了解したということでございますので、あとは皆さんの議員活動の中でやっていただくということになるのかと思いますが、その辺のご努力をよろしくお願いします。

○議長（柏村 栄君） 以上で議会運営委員長からの報告は終わりたいと思います。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 認定第2号 平成19年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

平成19年度矢吹町国民健康保険特別会計決算は、歳入で21億4,669万3,000円、歳出で21億3,342万4,000円、差し引き1,326万9,000円の黒字決算であります。不納欠損額は1,906万826円、収入未済額は2億9,198万6,751円で、前年度に比較すると907万円の増となっております。

これまでも言ってきましたが、国保税や固定資産税は収入がなくても課税され、その上、県内で2番目に高い国保税でありますから、町民の皆さんからは払いたくても払い切れないと悲鳴が上がるのは当然であります。その上、異常な原油高の影響で生活必需品が次々と値上がりをし、町民の暮らしを圧迫しています。それだけに、高い国保税の引き下げは町政における緊急課題であることは当初予算でも指摘してきたところであります。県内2番目という重い国保税を課しては、国保税を払うために病気になってしまうのではないかと心配をするものであります。一般会計からのそれ相当の繰り入れを行い、高い国保税の引き下げを実施すべきであります。それをしなかった本案には、町民の命と暮らしを守る立場から反対いたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

4番。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 私は、認定第2号 矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

平成19年度国民健康保険特別会計では、医療費が伸びた場合に多額の財源不足が見込まれたにもかかわらず、1人当たりの国民健康保険税が県内第2位となっている状況から、税率を据え置いて運営してきたものであります。2から3%の伸びで推移してきた主な医療費が12.5%増加しました。国民健康保険給付費支払準備基金を7,500万円取り崩す予算計上を余儀なくされましたが、決算では約5,000万円まで圧縮されております。ご存じのとおり、激しい財政状況の中、執行部も最大限努力をしている決算であると判断をいたすものであります。よって、本年度決算認定に賛成をいたします。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第51号 平成20年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

これより認定第2号 平成19年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） ただいま起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決しました。

これより認定第3号 平成19年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第4号 平成19年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第5号 平成20年度矢吹町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第6号 平成19年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたしま

す。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第7号 平成19年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第8号 平成19年度矢吹町水道事業会計決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

以上ですべての審議は終了いたしました。本会期中に議員から追加案件などの提出がありましたので、その取り扱いについてただいまから議会運営委員会を開くため、暫時休議いたします。

（午後 3時13分）

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

（午後 3時21分）

◎日程の追加

○議長（柏村 栄君） 追加議案の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会が開催されましたので、その審議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） ご報告いたします。

会期中に議員から追加案件、発議3件が提出されました。また、議会運営委員会、議会広報編集委員会の各委員長から閉会中の継続調査申し出等が提出されました。また、議員の派遣についての取り扱いについて、議会事務局から説明を求め協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。皆様のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいま委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより発議第5号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせますので、よろしくお願ひします。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

7番、大木義正君。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）

建設業の就業者数は全国で約600万人と全産業の就業者数の約10%を占めており、我が国の基幹産業として経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献している。

しかしながら、建設業においては元請けと下請けという重層的な関係の中で、明確な賃金体系が現在も確立されておらず、加えて、不況下における受注競争の激化と近年の公共工事の減少が施工単価や労務費の引き下げにつながり、建設労働者の生活は不安定なものになっている。

国においては、平成13年4月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、参議院で「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」という附帯決議が行われたところである。また、諸外国においては、公共工事に係る賃金等を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいる状況にある。

よって、国においては、建設労働者の適正な労働条件を確保するとともに、公共工事における安全や品質を確保するために、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1 公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう、「公共工事における賃金等確保法」（仮称）、いわゆる「公契約法」の制定を検討すること。

2 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項の実効ある施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月25日

衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、総務大臣殿、厚生労働大臣殿、農林水産大臣殿、国土交通大臣殿。

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄

○議長（柏村 栄君） これより発議第5号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第5号 「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより発議第6号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 矢吹町議会議規則の一部を改正する規則（案）

矢吹町議会議規則（平成3年矢吹町議会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 議員の派遣（第121条） 第16章 補則（122条）」を「第15章 全員協議会（第121条） 第16章 議員の派遣（第122条） 第17章 補則（第123条）」に改める。

第16章中第122条を第123条とし、同章を第17章とする。

第15章第121条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、同条を第122条とし、同章を第16章とする。

第14章の次に次の1章を加える。

第15章 全員協議会

(全員協議会)

第121条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

〔提案理由〕

本案は、地方自治法の一部改正により、議会活動の範囲拡大を目的に、全員協議会を明確に議会活動として会議規則に規定するため、所要の改正をするものである。

次のページに新旧対照表がございます。よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） これより発議第6号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第6号 矢吹町議会会議規則の一部を改正する規則（案）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第7、これより発議第7号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） それでは、提出者の説明を求めます。

9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 矢吹中学校改築検討特別委員会設置に関する決議（案）

次のとおり、特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名称 矢吹中学校改築検討特別委員会
- 2 構成人員 15名
- 3 設置の根拠 地方自治法第110条及び矢吹町議会委員会条例第5条
- 4 審査期間 平成20年9月25日から今任期満了の日まで
- 5 目的

矢吹中学校の改築事業については、未来を担う子どもたちのより良い教育環境整備のため、これまでも特別委員会設置の下、調査、審議を重ね、幾つかの提言もしてまいりました。

特に、建物の老朽化が進み、いち早く改築が叫ばれるなか、施設の耐震診断結果、改築場所、財政事情などといった様々な課題の追い討ちを受け、議会においてもこれらの課題解決に向け様々な視点から議論を重ね、町に対しこの危機的な財政状況を財政再建3ヶ年計画の断行によりきちんと建て直し、確立した財政基盤の下で効率的な事業の取組みが必要である旨の要望をいたしました。

従って、矢吹中学校の改築事業については、最低でも財政再建期間中は着手を見合わせ、今後も特別委員会の設置により慎重な事業取組みの検討を重ね、町民の声を反映させながら「矢吹中学校改築事業」を結論付ける必要があると考え、矢吹中学校改築検討特別委員会を設置構成するものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） これより発議第7号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

14番。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 質問いたします。

この目的という文章の中で下段第2段目、矢吹中学校改築事業を結論づけるということはどういうことでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

委員長。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 答弁させていただきます。

前の文章から続けてお読みいただくとわかりやすいかと思うんですが、下から4行目から読み上げさせていただきます。「従って、矢吹中学校の改築事業については、最低でも財政再建期間中は着手を見合わせ、今後も特別委員会の設置により慎重な事業取組みの検討を重ね」、ここからです。「町民の声を反映させながら「矢吹中学校改築事業」を結論付ける必要があると考え、矢吹中学校改築検討特別委員会を設置構成するものであります」というふうにお読みいただければわかりやすいかと思います。

以上です。一応提案者になっていらっしゃるの、その辺ご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） 14番。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） じゃ、再度質問します。

この文章であるならば、矢吹中学校事業を結論という言葉ではないと私は思いますけれども、この文章の中からいえば。そこら辺の観点をひとつよろしく願いたいします。

○議長（柏村 栄君） 委員長。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） よもや賛成者の吉田議員から質問が来るとは思いませんでしたが、この文章をどう解釈されて署名されたか、その辺を思い出していただければ意味がわかるかと思うんですが、この事業につきましてそういう方向性で取り組むというふうに、その意味を記したものだということに与らせていただくようよろしく願います。

○議長（柏村 栄君） 14番。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） そこら辺を広範囲にこの文章の意味をちゃんとしてくださいということ、要望したいのは、おれは、けちつけているのではない。結果を出すという形になっちゃうといかがなものかということを行っている。

○議長（柏村 栄君） 委員長。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 時間をとらせて申しわけございませんでした。

この改築事業という計画、それをこういう方向でいくという結論が出たというふうに結論づけるということでございますので、そういうふうにおとりいただければ。署名いただいたときのことを思い出していただければ、そういう意味かというふうにご理解いただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

12番。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 議運の委員長というか、提出者の代表者にお聞きしますが、先ほどからの吉田議員に対する答弁は、文章を見れば云々ということでもありますけれども、この中身を見ると、やはり町長の答弁と非常に相反するそういった中なわけ。というのは、最初からのスタートラインに着手するような文言であります。そういったその中で、最低でも財政再建期間中は云々という文言もあります。しかし、財政再建というのは3カ年の実施計画であって、10年間はこれスパン持っているはずですから、そうすると、この辺のそのあれで何か結論めいた、そういったそのあれが非常にうかがえる文言だと私は思っているだけけれども、その辺の代表者の考えを含めてお聞かせ願えれば幸いです。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 提出者。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番(熊田 宏君) 提出者として答弁させていただきます。

繰り返しになりますが、下から4段目から読んでいただきますと、矢吹中学校の改築事業については、最低でも財政再建期間中は着手を見合わせ、今後も特別委員会の設置により慎重な事業取り組みの検討を重ね、慎重な事業取り組みの検討を重ね、町民の声を反映させながらこの事業を結論づけるというわけですから、建築になるのか、はたまたそうじゃないのかという結論までは書いてございません。そういうことは別に申ししておりません。反映させながらというふうに、あくまでも慎重に、慎重にということでございますので、この文面からお読み取りいただければと思います。よろしくお願いいたします。

〔「答弁漏れ……」と呼ぶ者あり〕

○議長(柏村 栄君) 自席でやってください。

○12番(遠藤 守君) こういうのは、最初から、一からやり直しするのかどうかというそういった内容、そういう考え方を踏まえて質問しているんだけど、それについては 質問のままできないから、そういう……

○9番(熊田 宏君) それで今、説明していたそういったところで答えております。下から3行目の特別委員会の特例という が検討されておりますので。

○12番(遠藤 守君) それか、あたかもまた一からスタートするんだというのだけれども、それは同じような作成なんですね。

○議長(柏村 栄君) 熊田議員、自席からでいいです。

○9番(熊田 宏君) このやつで触れますが、この特別委員会の設置により慎重な事業取り組みの検討を重ねるところでおわかりいただけたと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

〔発言する者あり〕

○14番(吉田 伸君) 今のは発言でいいんですか。

○議長(柏村 栄君) 今の、うん。

熊田委員。

○9番(熊田 宏君) 私は提出者であって、設置委員会が協議をして結論を持っていくので、ここで私が最初からとか、建築するとかしないとかいうことは発言すべきではございませんので、それは発言いたしません。委員会で決めるべきことだと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(柏村 栄君) そのようなことでございますので、ご了承お願いしたいと思います。
質疑そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(柏村 栄君) 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(柏村 栄君) 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第7号 矢吹中学校改築検討特別委員会設置に関する決議（案）については、これを設置することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号 矢吹中学校改築検討特別委員会設置に関する決議については、設置することに決しました。

お諮りいたします。矢吹中学校改築検討特別委員会の委員については、矢吹町議会委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認め、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

ここで、時間延長を問いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） それでは、ここでただいま構成されました特別委員会の正副委員長を選出するために、暫時休議いたします。

（午後 3時50分）

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

（午後 4時01分）

○議長（柏村 栄君） ただいま特別委員会の正副委員長が選任されましたので、議長からご報告をいたします。

矢吹中学校改築検討特別委員会委員長に栗崎千代松君、副委員長に角田秀明君が選任されました。

ただいま選任されました正副委員長が本席におられますので、これより委員長から発言を求めます。

矢吹中学校改築検討特別委員会委員長、15番、栗崎千代松君。

〔15番 栗崎千代松君登壇〕

○15番（栗崎千代松君） ただいま委員会で矢吹中学校改築検討特別委員会の委員長に指名されました栗崎でございます。満場一致で選出をされました。角田副委員長と、そして全委員とみんなで知恵を出し合って検討を深めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。（拍手）

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（柏村 栄君） 日程第8、これより閉会中の継続調査の申し出について議題といたします。

お手元に配付いたしました資料のとおり、議会運営委員会、議会広報編集委員会の各委員長から所管事務調

査の会期外付託の申し出がございます。

また、議会運営委員会委員長より、次回定例会の運営協議のため、会期外付託の申し出がございます。

お諮りいたします。各委員長申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長からの所管事務調査及び運営協議として会期外付託の申し出のとおりすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（柏村 栄君） 日程第9、これより議員の派遣について議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

以上で、議案審議は全部終了いたしました。

◎町長発言

○議長（柏村 栄君） 続きまして、町長より発言を求めておりますので、これを許します。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、大変ご苦労さまでございます。

私のほうから発言をさせていただきたいと思います。

第344回矢吹町議会定例会最終日に発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、本定例会において提出いたしました議案は、議員皆様のご理解のもと、全議案原案どおり可決いただきました。改めてお礼を申し上げます。

さて、発言をお願いしたのは、衆議院議員総選挙に係る予算の専決処分であります。

衆議院の解散に伴う総選挙につきましては、実施時期は確定しておりませんが、次回定例会前の実施がマスク等により報道されているところであります。実施する場合の補正予算については専決処分により対応したいと考えておりますので、ご了解をお願いいたします。

以上で私の発言とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長（柏村 栄君） これで本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これにて第344回矢吹町議会定例会を閉会といたします。
ご協力まことにありがとうございました。

(午後 4時06分)